

被扶養者申告書（認定）に添付する書類

配偶者を申告する場合

4について、年金受給とは、遺族年金、障害年金、個人年金等も含まれます。

様式中「個人番号(基礎年金番号)」欄は基礎年金番号を記載すること。
個人番号を記載している場合は、受付不可。

※下記の書類以外にも、必要書類を求めることがあります。

提出書類		必須	1	2		3	4			5	6	7	8	9	10	11	12	13
		被扶養者申告書(認定)	扶養手当認定簿(該当者)※	住民票謄本	住民票謄本(被扶養者世帯)	組合員との続柄を明らかにする書類(戸籍謄本)	所得証明書(被扶養者分)	年金振込通知書の写し(年金受給者)	確定申告書・収入内訳書の写し(事業所得、不動産所得等がある者)	送金に関する証明書	退職の確認できる書類(該当者)	雇用保険確認書類(該当者)	隣人二人以上の事実を証明する書類・媒人の証明又は民生委員の証明	組合員との同居関係を明らかにする市区町村長の証明	別居前の同居中における8に掲げる書類	別居及び扶養に関する申し立て	※一般組合員のみ	国民年金第3号被保険者関係届
法律婚による配偶者		○	○	○	(別居) ○	○	○	○	○	(別居) ○	○	○					○	○
事実上婚姻関係と同様の事情にある者	同居	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○			○	○
	別居	○	○		(別居) ○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○

所得証明書の総収入額が限度額を超えている場合、退職の確認できる書類、雇用保険関係書類の提出が必要。(勤務時間数が減った等であれば、勤務形態に変更があったことが確認できる書類を添付。)

※認定簿は所属所が提出

5. 7の書類は、職員厚生課掲示板に任意様式(見本)を載せています。

◇離職後の認定
(受給放棄・受給待機の場合)
・雇用保険申立書
・離職表1及び2※
※扶養手当申請書類に原本を添付し、地共済被扶養者証申請書類には写しを添付。

(雇用保険に加入していなかった場合)
・雇用保険申立書

(支給終了後の認定)
・雇用保険受給資格者証の写し(両面)

被扶養者申告書（認定）に添付する書類

配偶者以外の者を単独で扶養する者が扶養者として申告する場合

4について、年金受給とは、遺族年金、障害年金、個人年金等も含まれます。

※下記の書類以外にも、必要書類を求められることがあります。

提出書類		区分	必須	1	2		3	4			5	6	7	8	9	10
			被扶養者申告書（認定）	扶養手当認定簿（該当者）※	住民票謄本	住民票謄本（被扶養者世帯）	戸籍組合員との続柄を明らかにする書類（戸籍謄本）	所得証明書（被扶養者分）	年金改定通知書の写し（年金受給者）	年金振込通知書の写し又は年金確定申告書・収入内訳書の写し（事業所得、不動産所得等が写し）	送金に関する証明書	扶養手当を受給していない被扶養者（扶養に関する申立書）	退職の確認できる書類（該当者）	雇用保険確認書類（該当者）	組合員との同居関係を明らかにする市区町村長の証明	個人番号報告書
子	15歳未満の者		○	○	○	(別居) ○	○				(別居) ○					○
	15歳以上の者		○	○	○	(別居) ○	○	○	○	○	(別居) ○	○	○	○		○
父母・祖父母			○	○	○	(別居) ○	○	○	○	○	(別居) ○	○	○	○		○
弟妹及び孫	15歳未満の者		○	○	○	(別居) ○	○				(別居) ○	○				○
	15歳以上の者		○	○	○	(別居) ○	○	○	○	○	(別居) ○	○	○	○		○
法第2条1項2号の口及びハに掲げる者			○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○

3について、出生に伴う子の認定については出生届の受理証明書で代用可。※母子手帳の写し不可
父母及び兄弟姉妹を扶養認定する場合は、戸籍謄本に代えて改正原戸籍を提出すること。
(共同扶養義務者を確認するため)

※認定簿は所属所が提出

4について、高校生(昼間学生)は除く。
所得証明書の総収入額が限度額を超えている場合、退職の確認できる書類、雇用保険関係書類の提出が必要。
(勤務時間数が減った等であれば、勤務形態に変更があったことが確認できる書類を添付。)

5. 6. 8の書類は、職員厚生課掲示板に任意様式(見本)を載せています。

◇離職後の認定
(受給放棄・受給待機の場合)
・雇用保険申立書
・離職表1及び2の写し※
※扶養手当申請書類に原本を添付し、地共済被扶養者証申請書類には写しを添付。

(雇用保険に加入していなかった場合)
・雇用保険申立書

(支給終了後の認定)
・雇用保険受給資格者証の写し(両面)

被扶養者申告書（認定）に添付する書類

配偶者以外の者を共同で扶養する者が扶養者として申告する場合

4について、年金受給は遺族年金、障害年金、個人年金等も含まれます。

Q. 共同扶養義務者とは？

A. 被扶養者認定を受けようとする者について、扶養義務がある者のことを言います。
(共同扶養義務者にあたる者全員を扶養している場合は、単独で扶養する場合にあたります。)

- ・子の認定 → 配偶者
- ・父母の認定 → 父の場合母。母の場合父。
扶養できない場合は、父母の子全員。
- ・兄弟姉妹の認定 → 父母。扶養できない場合は、兄弟姉妹全員。

※下記の書類以外にも、必要書類を求められることがあります。

区分	提出書類	必須	1	2		3	4					5	6	7	8		9	10	11	12	
		被扶養者申告書（認定）	扶養手当認定簿（該当者）※	住民票謄本	住民票謄本（被扶養者世帯）	戸籍謄本	被扶養者			組合員及び共同扶養義務者		送金に関する証明書	養（扶養）に関する申立書	他の扶養義務者が申告者に扶養させる旨の協議書	書	右記が提出できない場合は「申出	養手当等の不支給証明書	退職の確認できる書類（該当者）	雇用保険確認書類（該当者）	組合員との同居関係を明らかにする市区町村長の証明	個人番号報告書
							所得証明書	年金振込通知書の写し（年金受給者）	確定申告書の写し（事業所得、不動産所得等のある者）	所得証明書	年金振込通知書の写し（年金受給者）	確定申告書・収支内訳書の写し（事業所得、不動産所得等のある者）									
子	15歳未満の者	○	○	○	(別居) ○	○				○	○	○	(別居) ○		○	○					○
	15歳以上の者	○	○	○	(別居) ○	○	○	○	○	○	○	○	(別居) ○	○	○	○	○	○	○	○	○
父母・祖父母		○	○	○	(別居) ○	○	○	○	○	○	○	○	(別居) ○	○	○	○	○	○	○	○	○
弟妹及び孫	15歳未満の者	○	○	○	(別居) ○	○				○	○	○	(別居) ○	○	○	○					○
	15歳以上の者	○	○	○	(別居) ○	○	○	○	○	○	○	○	(別居) ○	○	○	○	○	○	○	○	○
法第2条1項2号の口及びハに掲げる者		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○

3について、出生に伴う子の認定については出生届の受理証明書で代用可。
※母子手帳の写し不可
父母及び兄弟姉妹を扶養認定する場合は、戸籍謄本に代えて改正原戸籍を提出すること。
(共同扶養義務者者を確認するため)

※認定簿は所属所が提出

4について、高校生(昼間学生)を除く。
所得証明書の総収入額が限度額を超えている場合、退職の確認できる書類、雇用保険関係書類の提出が必要。
(勤務時間数が減った等であれば、勤務形態に変更があったことが確認できる書類を添付。)

5, 6, 7, 8, 10の書類は、職員厚生課掲示板に任意様式(見本)を載せています。

◇離職後の認定
(受給放棄・受給待機の場合)
・雇用保険申立書
・離職表1及び2※
※扶養手当申請書類に原本を添付し、地共済被扶養者証申請書類には写しを添付。

(雇用保険に加入していなかった場合)
・雇用保険申立書

(支給終了後の認定)
・雇用保険受給資格者証の写し(両面)